

H9. 5. 31 (土)  
H5. 12. 31 (金)

5127

\* 5127以降に <ギリギリ> を表している  
5. 121

死 = 434  
5165 = 神の死

紀下 439  
4978

吉野の会盟  
4978

第八十九章

天武天皇

(下)

見出しは、横書きになる。

吉野の会盟

天武紀八年(六七九)五月五日条に

吉野宮に幸す

とある。

て翌日の、五月六日条に、

天皇、皇后及び草壁皇子等・大津皇子・

高市皇子・河嶋皇子(天智天皇の皇子)・忍

壁皇子・苾基皇子(天智天皇の皇子)施基皇子

に詔して曰はく、朕、今日、汝等と俱に庭

に盟ひて、千歳の後に、事無からしめむと欲

す。奈之何と。のたまふ。皇子等、共に對へ

て曰さく、理、實灼然なり。臣とまうす。則

ち草壁皇子等、先づ進みて盟ひて曰さく、天

神地祇及び天皇、證め(悟る)と。たまへ。

吾兄弟長幼、并て十餘王、各異腹より出でた

り。然れども同じきと異なりと別かず、俱に

盟誓 499  
前頁14行へ

5,122<sup>P</sup>-1/2

地蔵

改行しない?  
5-65

ニと

と詔されたと云うのだから、

めむと欲す。奈之何し

① 天武天皇が、千歳の後に、事無からし

皇子が打ち揃つての吉野宮における

会盟は、向とも理解し難いことの一つであ

ふこと、且天皇の如し

とある。

しかりそ水にしても、天武天皇・皇后・諸

皇子が打ち揃つての吉野宮における

会盟は、向とも理解し難いことの一つであ

ふこと、且天皇の如し

とある。

が身せ亡さむらとのたまふ。皇后の盟ひたま

ひて曰はく、若し茲の盟に違はば、忽に朕

披きて其の穴の皇子を抱きたまふ。因りて盟

母同産の如く慈まむらとのたまふ。然れども今一

男等、各異腹にして生れたり。然れども今一

先の如し。然して後に、天皇曰はく、朕が

とまうす。五の皇子、次を以て相盟ふこと、

は、身命亡び、子孫絶えむ。忘れじ、失たし

む。若し今より以後、此の盟の如くにあらず

天皇の勅に隨ひて、相扶けて忤ふること無け

ニと

ニと

ニと

5,122<sup>p</sup> - 2/2

一切

盟誓の交す所

次頁から

天皇位継承について、よほど重要な盟誓。  
 が交されたのであろう。と推測されるだけであって、  
 内容については、一切うかがい知ること  
 出来ない。

重大 5123<sup>p</sup> 679<sup>p</sup>

要

お  
推す云302<sup>r</sup>

5,123<sup>p</sup>

火す  
こ

5122<sup>r</sup> - 1/2 189  
5127<sup>r</sup> を 4行  
全く  
→ → →

前頁

② 草壁皇子尊の誓いにしても、盟約の内容についで全く触れられておらず、天皇の勅

に随ひて云々」と記述されては、吉野宮にまで出かけて

③ そもそも、誓約一休何故、吉野宮にまで出かけて

④ いかぬ、どうして天智天皇の皇子二人がこの盟契に加わって来たのだろうか。

必ずや日本書紀の記述の裏に、何か重大なことが隠されておるのであろう。

あるいは、日本書紀の編者達は、後代の我々に

「推察せよ」  
と言っているのかも知れない。

そこで今また、日本書紀の記載から推して

想像されるところを述べてみることにしよう。

\*

④3454<sup>2</sup>-3/4同又  
 透徑 181 73才(元) 光仁 統地(白)⑤-35<sup>2</sup> 天皇宮存せしむ 26<sup>2</sup> 皇室大御料 216<sup>2</sup> 懐仁 葉 72<sup>2</sup> 770 91 5138<sup>2</sup>-1/2 770年 ④3454<sup>2</sup>-3/4 -679 91  
 印徑 770 62 即徑 10月1日 光仁天皇之孫 754<sup>2</sup> 770年即徑 5,124<sup>2</sup>-1/2 ④3454<sup>2</sup>-3/4 同又

吉野宮には、兄天智上皇(葛城皇子ともい

う)があられたのであろう。(既述)

天武八年(六七九)五月六日の盟

約の場に臨んだのは、

(1) 天智上皇

(2) 天武天皇

(3) 皇太后(天智上皇の娘)

(4) 草壁皇子(皇太后の持統天皇の子)

(5) 大津皇子(皇太后の姉大田皇女の子)

(6) 高市皇子

(7) 河嶋皇子(天智上皇の第二子。後年、親友

の契を為した大津皇子の謀反を密告した

(8) 忍壁皇子

(9) 苾基皇子(天智上皇の皇子。九十一年後の

七七〇年十月一日に六十二歳で天皇位につか

水を光仁天皇(七〇九し七八一)の父で、後

代の天皇の祖に当る

の綏勢九名であつたらう、と思われ。第

六十五章へろ削道鏡の項において既述

\*





全 < 5123\*29  
ちやく 嬌子 元1434\*

5126P  
661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

4503  
改行

5126P  
改行

こと

皇とさ水た時、天智十年（六七一）十二月五日、あなたが無視して大友皇子を天

罪をつぐなわなけなばなりませんから、その

人として皇位についたのですから、その

せん。兄上は、皇位継承者、古人太子を亡き

天武天皇の方へ戻して、疑視された。

その言葉に、天智上皇は驚しい視線を再び

を引く者でなければならぬからです

よ。皇位の正統な継承者は、あなたの血筋

あなたの子孫へお返しするとはいたしま

二五頁参照）私の考えも全く同じです。皇位を、いすれ

七日条、続日本紀（現代思潮社、末尾の

ました。（続日本紀）元明天皇の慶雲四年七月十

きであるとする、日不政常典を立てになり

葛野王伝参照、葛野王は大友皇子と十市皇女との間の子

そして兄上もまた、嫡子が皇位を継承すべ

なっていることでもあります。（懐風藻）

我が国においては、神代より以来、子孫相承

け、天位を襲いできたし、我が国家の法と

⑤121 P 紀下435 5,127 P ⑤255 P ⑤533 P ⑤4795 P (671) 天智10年12月5日  
 おもむち 面持 329 P 千歳 5/21 P けいけい 厳肅 2710 P 平賀元(天) ⑤ 云 116 P 770 1000 671 99 1 99 862 P 100年 紀下385 P 天智10年12月5日 大友即死

日 から数えて百年の後(つまり七七〇年)に、あなたの血を受け継いだ子孫のうち誰かが、立って天皇となるのです。御異存はありませんましな。

なお、六七一年を一年目として数えらると、七七〇年が一〇〇年目となる。

天武天皇は、子等に向かて仰せられた。

「聞いてのとおりだ」

ここに天武天皇は、詔してお尋ねになつた。

「自分はきょう、おまえたちと人の場で誓いを立て、千年の後までもことが起らないようにしたい」と思うか。

皇子たちは、皆、厳肅な面持ちでお答えした。

「ごもつともでございませう」

則ち、草壁皇子尊が、先ず進み出て、誓いの言葉を述べた。

「天地の神々、および天皇よ。はつきりとお聞きください。私ども兄弟、従兄弟、長幼あめせて十余の王は、それぞれその母が違つております。しかし、同父母であらうとなかろうと、みな天皇のおことはのままたに、互い

ニ

助けあい 争いはいたしません。もし今  
 後、この誓いにそむくようなら、こがあは、  
 命はなく、子孫も絶えよ。てとありましよう。  
 忘れますまい。あやまちを犯しますまいし  
 他ほかの五人の皇子も、順序に従って同じよう  
 に誓った。  
 〇 そうした後に、天武天皇は、  
 朕が男等、兄の子も私の子も、それ  
 母を異にして生まれたが、いまは同じ母から  
 生まれた兄弟のようになりつくりもう  
 と言われた。  
 〇 〇 天武天皇は、御衣の襟を開いて、六  
 人の皇子たちを抱き、こうお誓いになった。  
 〇 も、自分がこの盟いに違ったら、たち  
 まちわが身はなきものとなろう。  
 皇后すまみ（天智上皇の娘）もまた、天武天皇  
 と同じようにお誓いになった。  
 〇 翌日の天武紀八年（六七九）五月七日条  
 〇 車駕、宮に還りたまふ。  
 とある。

よう ニ

紀436  
4219

5,128<sup>P</sup> - 2/2

紀下436 73

宮へお帰りになつた  
 のであらう。  
 〇 天武天皇および皇后は、宮へ  
 〇 飛鳥浄御原  
 〇 六の皇子、共に天皇を大殿へ未詳。内裏  
 の正殿で、のちの紫宸殿に相当するものかと  
 いうの前に拝みたてまつりたまふ  
 とある。

\*

〇 七月十七日、  
 〇 十七日に、四位葛城王卒りぬ  
 〇 七月十七日に、四位葛城王が卒した  
 とある。

683  
679  
671  
626

58  
54  
46  
1差25  
天智

see 4993<sup>P</sup>

3561<sup>P</sup> 4993<sup>P</sup>

天武天皇 63 年 誕生 5139 1/5 129<sup>P</sup>

OK 卷末の保寿表 679 出家 683 崩御 (58 年)

生高 256<sup>P</sup>

小林カンヲ 167<sup>P</sup>

2029-1/3 新羅信行 心輝子に詔けて 紀下 622<sup>P</sup> 巻

5016<sup>P</sup> 坂本財臣

んだ

とリうのである。

卒<sup>ソウ</sup>とリう字は、貴人の死に用いる。中

国では大夫、日本では四、五位の人の死に

う。漢和辞典<sup>漢和辞典</sup> 小林信明<sup>小林信明</sup> 小学館<sup>小学館</sup> 卒<sup>ソウ</sup> 参照

あるいは、任申乱後、吉野宮に於て幽閑さ

れておいでになつた四位葛城王 天智上皇

か、この世を去つて出家された、とリう

意<sup>イ</sup>味<sup>ミ</sup>であろうか。(卷末の保寿表 参照)

なお、天武八年(六七九)に四位であつた

四位<sup>四位</sup>の葛城王は、系譜未詳とされて

天智上皇が出家された、と記述するわけに

いかず、それとなく、

往年(若<sup>わか</sup>頃<sup>ころ</sup>)の四位葛城王(つまり天智上皇)が卒した

と書きしるしたのであろう。

定かでないか、あえていえば、

天智上皇は、六二六年に生まれ、天智十年

(六七二)に四十六歳で讓位され、天武八年

(六七九)に五十三歳でなく、五十四歳

で出家され、天武十二年(六八三)に五十八

卷末の保寿表 OK

5,130P-1/2

④4791 ④4793P H元47(全)④

歳きりで崩御ほうぎされた

のかも知れない。(第八十四章「天智天皇」)

へ譲位てんの項ま、巻末まきすえの保寿表ほじゆひょう、写真図版しやしんずばん 776

へ天智天皇陵てんちてんわうりやう参照

\*

・カラー  
 ・右頁の上半分は大きくはみ出して掲載下さい。

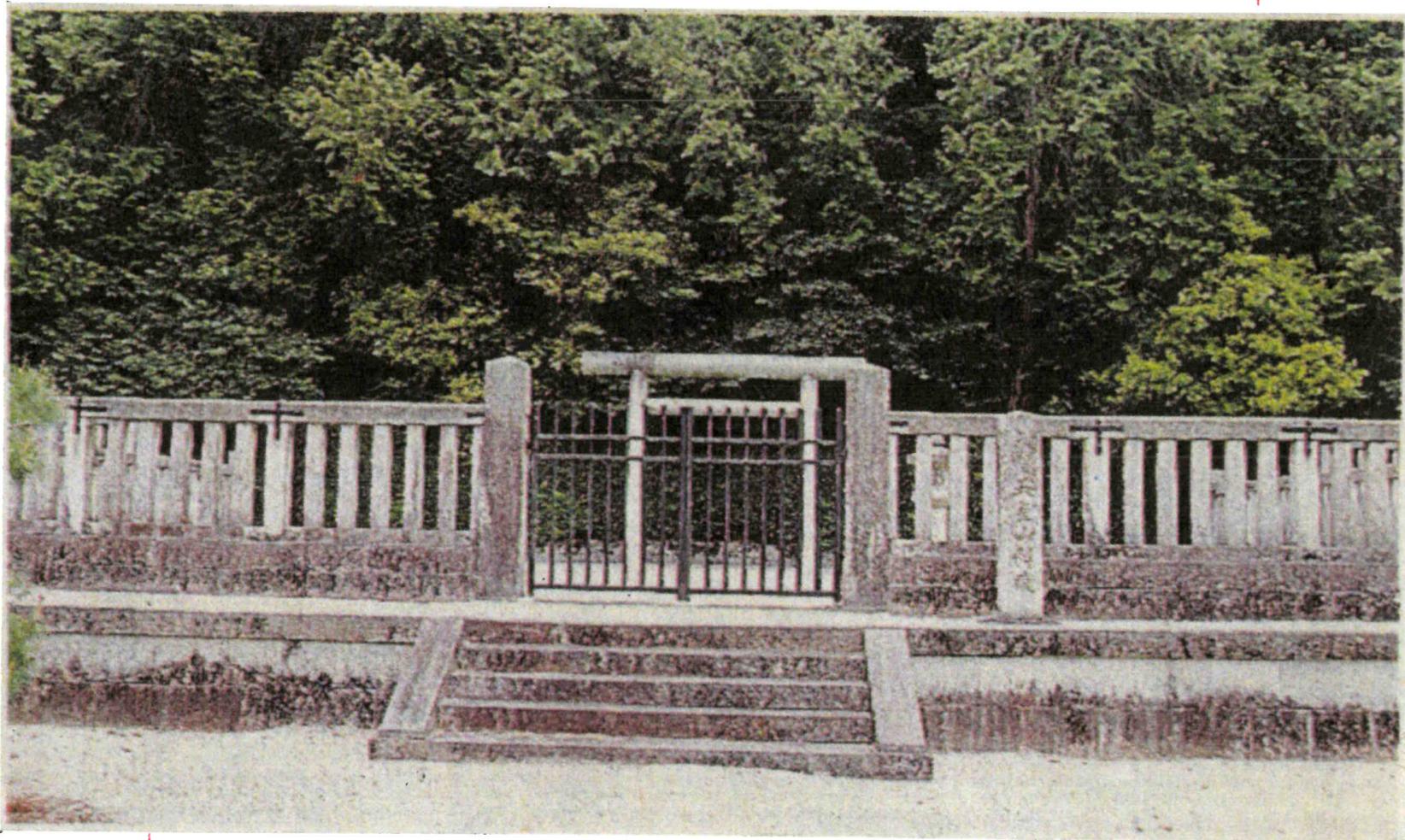
・暗くならないようにして下さい。  
 ・明るくお願いします。

由5159°-3/3  
 天武・持統陵も左頁上半分に配置。

由4894°  
 天智天皇陵  
 山形宮内庁に在り。更  
 皇御所。永く山林  
 交わり崩す所と  
 知らる

5,130° - 2/2

左右は、適宜カットして下さい。



140G

写真図版 776 天智天皇陵

半字  
 平キ

130G

『朝日新聞』平成27年5月21日付 <考古学からみる京都山科、天智陵(御廟野古墳)> 参照。

120G

・下段は方形(一辺約70m)、上段は八角形(対辺間距離約42m)の終末期古墳で、被葬者が確定されていること、  
 少なり古墳のひとつである。

111  
679  
32

518 1/2 上同文

5.131P

518 1/2 上同文  
要衝 2270  
紀下 439  
紀下 438 未439

龍田山の関・大坂山の関

天武紀八年(六七九)十一月是の月条に、  
初めて関を龍田山と大坂山に置く

とある。

いずれも、大和国から河内国へ抜ける交通の要衝の地である。人夫

あるいは、諸国の役民が平城の湿原埋立ての過酷な労働に耐え切れず、奔亡するのを

これらの関で防ごうとしたのかも知れない

尚、三十二年後の( ) 続日本紀(元明)

天皇(和銅四年(七一))九月四日条に、  
諸国の役民、造都に勞きて、奔亡するこ

とある。(第十八章) 諸国の役民、造都に  
勞きて奔亡するは多し、  
難も止まず

\*

同文 3755P 3754P 末

5,132P

3729P 同文 3755P 3758P

3729P 同文 3755P 3758P

天変地異

天武紀九年(六八〇)二月十八日条に、  
鼓の音の如くして、東方に聞ゆし

とある。

すでに述べたように、天武紀中には、

地震の記述が多く、さらに、

灰が降ったり、(午後八時)から子(午後十二時)迄の

ありだ、東の方角が明るかったり、

白気が東の山に走ったり、

等々といった記事が頻出する。

推察するところ、これらの記述の多くは阿蘇山の噴火活

動状況等について書きしるしたものである。

ろう、と思われ。 (「第七十一章へ火山活

動を思わせると記事の項において既述)

大倭国(肥後国)には、この当時になお

陰陽寮が置かれていて、天文・曆数・卜

相地など、を司っていたのかも知れ

な... 683... 4... 理解... たりからヤナル

こと

こと

よう 事 走

■天武天皇が天文・道甲に長じておられたことは、天武即位前紀に記されるされているところであり、<sup>阿蘇山</sup>阿蘇山の活動状況・被害状況等の事態が、<sup>大和国</sup>大和国へ報告されたよ

うに思われる。(既述)

飛鳥寺(法興寺・元興寺)

天武九年(六八〇)四月に、天武天皇は勅

してこう言われた。(紀)

諸寺に關しては、国の大寺たる二・三のものを除いて、今後、<sup>官司</sup>官司が<sup>管理</sup>管理・<sup>援助</sup>援助することを行ない。

ただし、考えるに、<sup>飛鳥寺</sup>飛鳥寺は、

官司の管理・援助にあおかる寺ではないはずであるが、以前から大寺として官司がいつも管理してきたし、またかつて大きな功勞を立

てたこともある。それゆえ、今後官司の管

理・援助する寺として扱

通常、<sup>崇峻</sup>崇峻天皇が馬子の専横を憎み、これを除こうとした為、<sup>蘇我馬子</sup>蘇我馬子は東漢直駒に命

いて崇峻天皇を殺させたと解される。

蘇我馬子は逆

こと

こと

H9.6.1(甲)  
H6.1.1(甲)④  
→ ① ② ③

紀下442P1行

抄巻と6の注(甲) 20P 442

5,134P 改行

680  
645  
35

逆臣 551P  
君と裁した臣  
世賊 552P

賊そくにはかならないなる。  
いうことになる。

■しかし、蘇我氏滅亡(六四五)後三十五年  
も経過したというのに、蘇我馬子の建立にな

る飛鳥寺がこの当時もなお特別視され、尊崇  
されていり、という事実を考えると、

へ蘇我馬子が逆臣であつた筈はな<sup>い</sup>り  
ように推察される。<sup>\*</sup>詳しくは、既に述べた

とありである  
■東西二つの飛鳥寺のうち、大倭国(肥後国)

の飛鳥寺(法興寺)は、いふれ忘れ去られぬ  
はならぬ。寺ではあつた。とはいへ、今はま

だ、官司が管理・援助すべき寺とされて、こ  
の寺も手厚く保護されたのであろう。

■大倭国(肥後国)の法興寺は、七四〇(七五〇年)  
頃、倭国(大和国)の平城の地へ移され、曰新元

興寺と改められたように想像される。(既述)  
■なお、同年(天武九年)七月一日に、飛

鳥寺の西の槻の木つぎの枝が、ひとりでに折れて  
落ちてた、という。

●二つの飛鳥寺(法興寺と元興寺)の双方に  
槻の木があつたようであり、どちらの槻の木も

指しているのかは不明である。  
①

手紙 48 (注) ④  
 5,135P/3 紀下444 得度 1595P 紀下 593P 444P  
 #上(下)338P 紀下444P  
 改訂

薬師寺

■同年(天武九年)十一月十二日、皇后(後)の持統天皇)が病におかかりになった。

・そこで、皇后のために誓願し、(現在の奈良)良具檀原市木殿に薬師寺の建立をお始めになつた。

・そして、百人の僧を得度させた。是によつて、皇后はやかて平癒なされた。

・是の日に、罪人を赦免された。■ところが、同月の二十六日には、天皇が病にかかつてしまわれた。

・そこで、百人の僧を得度させたところ、天皇もまもなく平癒された。

・普通に考えれば、天皇とは天武天皇の(天)を指しているように思われるが、(天)天智天皇(上)皇)のことなのかも知れない。

・是の日の罪人の赦免はなかった(のだから)。

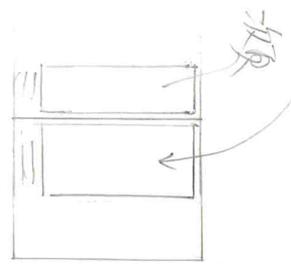
なつた (写真) 写真図版 777 (薬師寺の東塔) 写真

図版 778 (薬師寺東塔) で見出された天井画 参照

Bank

Bank

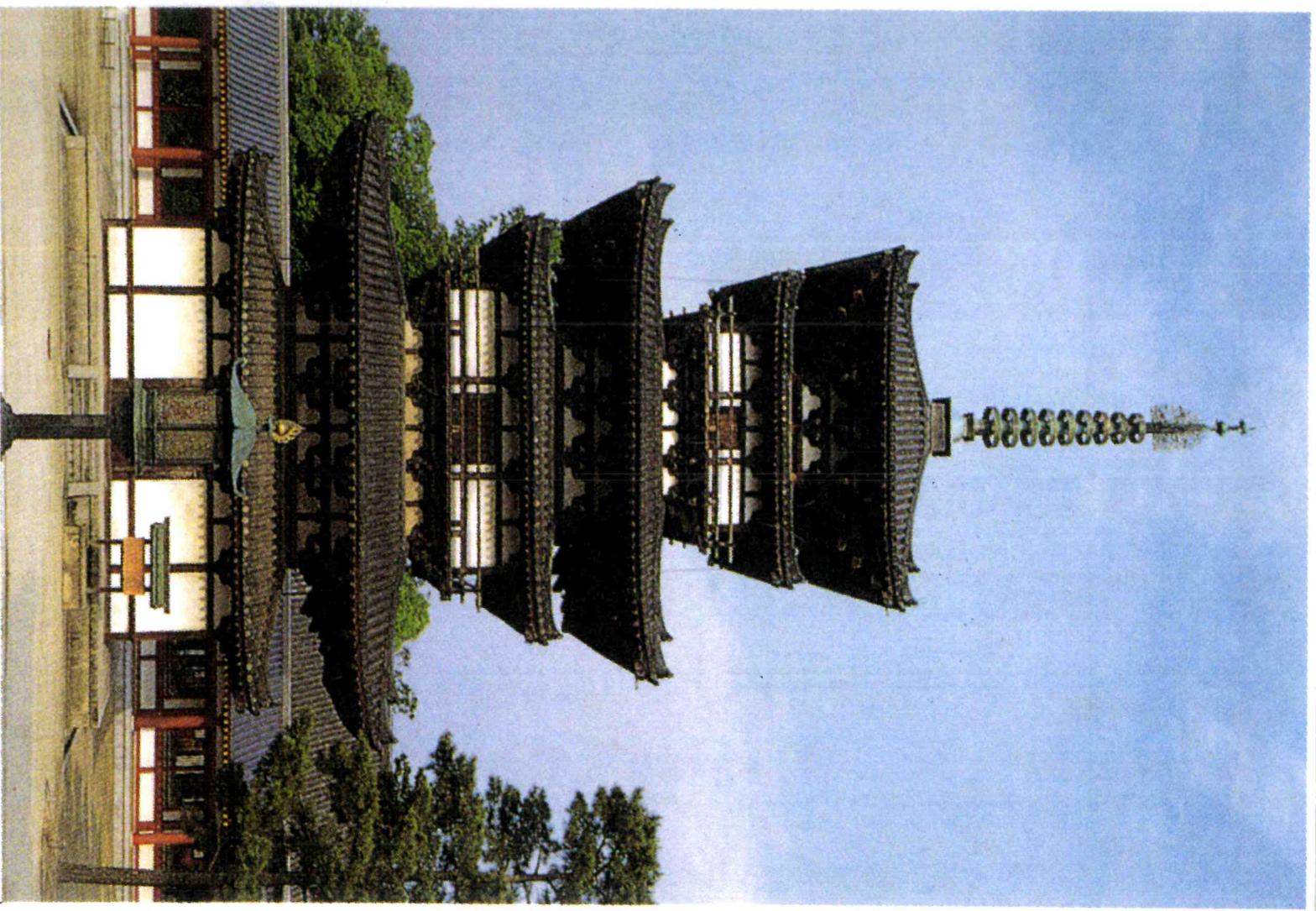
・カー  
も扉の上下に  
わけて、大が  
はみ出させて  
下さい。



・扉の空を  
まっ白に  
下さい。

・明子へお願  
いませ。  
暗くならせ  
おりに下さい。

5/35<sup>P</sup>-2/3



①塔  
②新築  
③東塔  
④東塔  
⑤東塔

12 ● 東塔は日本で三番目に古い塔であるばか  
りか、卓抜した構想のデザイン  
の美しさは、古代建築の最高峰と絶賛される。

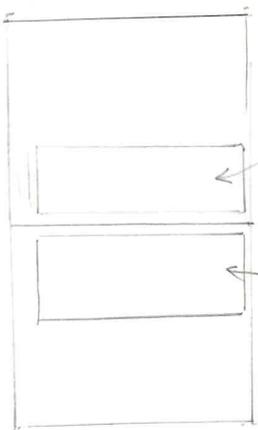
12  
09

1409

恩真図版 777 蔡師寺の東塔

1309

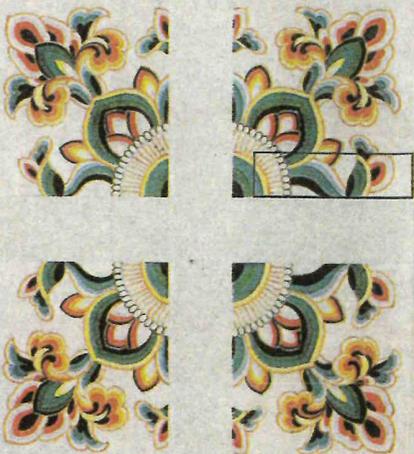
『仏塔巡礼』西園編、長谷川周、東京書籍(株)、2000年12月20日発行、81頁参照



前頁(東塔)

- ・カラ-
- ・左頁の右端、
- 上下にわたって掲載
- F211.
- ・限設一杯、上下に併出せし
- F211.

5,135<sup>P</sup>-3/3



①薬師寺東塔で見つかった天井画「青木智史・奈良教育大特任准教授提供」  
 ②大山明彦教授が描いた天井画の復元図。長方形で囲っているのが今回見つけた部分。中央の十字形は天井の格子である。

12.04

5.1

1304

写真図版 778

1204  
 朝日新聞

平成27年7月1日付

1300年前の

極彩色

薬師寺東塔

「見出し」

出た

天井画

参照

445

居令殿の内は大きな虹有り。 紀下454<sup>3</sup>

5,136<sup>P</sup>

92-100  
紀下444<sup>P</sup>

紀下444<sup>P</sup>末  
開上下335<sup>P</sup>大極殿5138-1/2 6行

5704<sup>P</sup>

浄御原律令

天武十年(六八一)二月二十五日に、天武天皇と皇后とは、**ともとも大極殿**へおでましになり、親王・諸王および諸臣を召し、詔してこう言われた。(紀)  
朕は、いまここに律令を定め、制度を改めたいと思う。それゆえ、俱に是の事業にとりかかれ。

ただし、**皆が是**のみにかかりきりになつたら、政務がとどこおるであらう。手わけして行なえ

こうして、**浄御原律令**の編纂が開始された。

もつとも、**律の完成**を示す記事はなく、逸文も伝わらな。〔日本書紀〕〔日本書紀〕〔日本書紀〕  
文学大系、岩波書店、四四五頁、注二三。同五八四頁、補注二七一―一八参照)

なお、天武紀十一年八月五日条に「造法令

殿の内には大きな虹有り」とある(既述)  
・あるいは、**殿舎が焼けてしまった**のだからか。

5,137<sup>P</sup>-1/2

H11.12.12  
42770K

紀F445<sup>P</sup>

草壁皇子の立太子

同日の天武紀十年(六八一)二月二

十五日糸に、

是の日に

草壁皇子尊を立て、皇太子

とす。因りて萬機を攝めしめたまふ

とある。

とはいえ、

へ實際には

政治の実権はほとんど草壁

皇子に委ねられていなかったらしい

という。(「日本書紀」(下)日本古典文学大系

岩波書店、四四五頁、注二四参照)

それでは、一体何故、

「草壁皇子に萬機を委ねた」

と書き「したのだらうか」

・決して無意味に書かされたわけではなく、事

実に基づいて述べられているものなろうかと思わ

れる。

\*

正 1/22  
1/31

皇室大百科 354P

⑤5139P末

5,137P - 3/2

689 28  
681 20  
662 1

おはくのひめみこ 紀下410'65斤  
大来皇女 紀下590P

日本書紀 278P

差は661

草壁皇子の死 5175

草壁皇子(六六二~六八九)は、天武天皇

と皇后(後の持統天皇)との間に生まれた皇子で、

日並知皇子ともいう。文武天皇・元正天皇の

父で、妃は阿閉皇女(天智天皇の皇女で、後

の元明天皇)である。

草壁皇子は、壬申乱に功あり、天武十年

(六八一)二月二十五日、二十歳の時に皇太

子として立ったが、天武天皇崩(退位)後も

即位せず、持統三年(六八九)四月十三日、

二十八歳で没。後に、岡宮御宇天皇と追尊

された、という。(『日本書紀』(下)日本古典

文学大系、岩波書店、五九〇頁、補注二十九

一参照)

あるいは、次項において述べるように、

天武天皇は、これより以降、日本国史編纂

事業に力を注がれたことになり、

国事行為のこまごまとした多くの事について

皇太子草壁皇子に委ねられた

と、いふことなのかも知れない。

\*

5124<sup>P</sup>-1/2

天武改行 5,138<sup>P</sup>-1/2

44705 紀下445<sup>P</sup>~6<sup>P</sup>  
111,12,12 44706 大極殿 5136<sup>P</sup> 258<sup>P</sup>-1/2

国史編纂事業再開

同年の天武紀十年(六八一)三月十七日条

に、こう記さされていゝる。

天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁

皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大

錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下

阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋

大山下平群臣子首に詔して、帝紀及び上古

の諸事を記し定めしめたまふ。

大嶋・子首、親筆を執りて以て録す

とある。

次のように解釈してみたい。

川嶋皇子(天智天皇の第二子)・忍壁皇子・

広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上

毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連

稻敷・難波連大形(草香部吉士大形)・大山

上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔し

て、

(24)

族の縁起などについで、の伝承は、すでに真  
 ついての記録) および本編(神話、伝説、代  
 いる帝紀(歴代天皇の名・皇居・后妃などに  
 詔は、次のように解される。  
 〔私はこう聞いている。〕 諸氏族が持つて  
 いる帝紀(歴代天皇の名・皇居・后妃などに  
 ついての記録) および本編(神話、伝説、代  
 族の縁起などについで、の伝承は、すでに真  
 荒筋、第三編(持統天皇の「吉野宮行幸」  
 五九三頁、補注二九一―一七参照。この物語の  
 といつた意味であろうか。(「日本書紀」(下  
 子首は、親ら筆を執って録された  
 又、また、天武天皇・中臣連大嶋・平群臣  
 の項において既述) 長らく中断されていた国史編  
 たぶん、この記事は、  
 纂事業が再開された  
 ということを示しているであろう。  
 〔なお、古事記序文(中ほど)の天武天皇の  
 詔は、次のように解される。  
 〔私はこう聞いている。〕 諸氏族が持つて  
 いる帝紀(歴代天皇の名・皇居・后妃などに  
 ついての記録) および本編(神話、伝説、代  
 族の縁起などについで、の伝承は、すでに真

帝紀(古事記序文にいう) 帝皇日継で、歴  
 代天皇の系譜のことであるという。およ  
 び、上古諸事(本編・旧編・先代旧編と称  
 されるものと同じ)で、諸種の説話のこと  
 である。また、天武天皇・中臣連大嶋・平群臣  
 親ら筆を執って録された。

実と違ひ、多く虚偽を加えていゝと。

今の時点で、その誤りを改めなかつたら、

幾年も経ずして、その旨（聖徳太子が意図さ

れた本来の趣旨）はきつと滅びるだろう。

この本旨は、すなわち日本国家の根本であ

り、天皇政治の基礎なのである。

そこで、諸家が持つていゝ帝紀を撰録し、

旧辞を詳しく調べて、偽を削り実を定めて、

後の葉に流（え）たいと欲（おぼ）し

こうして、聖徳太子が馬子と共に議つて筆録さ

れた未完の日本記（先代旧事本紀）は、

いよいよ、完成へ向かつて、おし進めら

れていつたやとであつたらうか。（第七十六

章へ国史編纂の項参照）

なお、天武天皇は、この国史編纂事業に率

先（せん）して取り組み、親（み）ら筆（ふで）を執（と）つて録（ろく）すに

先（せん）立ち、

へ草壁皇子を立てて皇太子とされ、

万機（よろづのまつりごと）を

委（ゆ）ねられたのであろう。

（前項参照）